保存期間：３年
（令和３事務年度末）
法人課税課

# 源泉所得税事務の運営方針等

## Ⅰ　基本方針

源泉徴収制度は、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度であり、源泉所得税の事務については、源泉徴収義務者による適正な義務の履行を確保することが重要である。

また、事務運営に当たっては、①源泉徴収義務者の的確な把握・管理、②源泉所得税事務集中処理センター室を中心とした効率的な未納整理、③重点的かつ深度ある調査の実施を基本とし、事務が全体として最も効果的・効率的に運営されるよう努めることとしている。

## Ⅱ　源泉所得税事務の現状

### １　源泉徴収義務者数及び課税事績等の概要

#### (1)　源泉徴収義務者数

源泉所得税の大宗を占める給与所得に係る源泉徴収義務者数は、平成 30 年６月末で 353 万件（法人 251 万件、個人 102 万件）、前年対比 100.0%となっている。（表１）

#### (2)　課税事績

平成 29 事務年度（平成 29.7～30.6）における源泉所得税の税額は 18 兆 1,517 億円（前年対比 106.5%）となっている。（表２）

（注）国税収入に占める源泉所得税の割合は 26.6%（平成 31 年度当初予算額（表３））

#### (3)　調査事績

平成 29 事務年度に調査等を行った件数は、11 万６千件（前年対比 100.0%）、このうち非違のあったものは３万６千件（前年対比 101.0%）で、追徴税額は 304 億円（前年対比 108.3%）となっている。（表４－１、４－２）

### ２　執行体制の現状

平成 30 事務年度における源泉所得税事務の執行体制は、源泉担当統括官設置署が全体の約３割、定員２名以下の署が全体の約６割を占める状況にあることから、局署における管内事情等も十分踏まえた上、事務が最も効果的・効率的に運営されるよう配意している。（表５、６）

## Ⅲ　令和元事務年度における重点課題

### 1　源泉徴収制度の的確な周知・広報

源泉徴収制度の適切な運営を確保する観点から、源泉徴収義務者に対し、月々の源泉徴収や年末調整事務の適切な履行及び毎年の税制改正に対する速やかな対応等を求めていることを十分認識し、源泉徴収義務者のニーズに応じ、年末調整説明会の開催やパンフレットの送付等による制度の的確な周知・広報に努める。

また、機会あるごとに源泉徴収制度への理解と協力を得て、確実な徴収の実現に努める。

### 2　源泉徴収義務者への早期・確実な納付指導

#### (1)　未納の早期・確実な処理

未納整理の実施に当たっては、未納発生の抑制、未納者への早期接触、自主納付の推進などの取組を行うことにより未納の早期・確実な処理に努めるとともに、源泉所得税事務集中処理センター室を中心に効率的な未納整理に努める。

また、過年分納付遅延者については、原則、事務年度内に処理が完了するよう、計画的に未納整理を実施する。特に、集中化対象署においては、センター処理により削減された事務量を必要に応じ、過年分納付遅延者、大口納付遅延者など処理困難な未納者への対応に充てるなど、効率的な処理に努める。

なお、悪質な大口納付遅延者など未納整理の処理困難事案については、署において個別に管理し、実地の調査を実施するなど確実な処理に努める。

おって、局は署における未納の処理状況を把握し、効果的・効率的な運営が図られるよう、適時・適切な関与を行う。（表７、８）

#### (2)　未納の未然防止

説明会や調査等のあらゆる機会を通じて期限内納付についての認識を高めるなど、未納の未然防止に努める。

### 3　調査関係事務の充実

源泉担当者による源泉所得税の調査の実施に当たっては、内部事務や未納整理事務の効率的な処理を通じて調査事務量を最大限確保した上で、効果的・効率的な調査を実施することに配意し、源泉国際課税や多額な報酬・料金等の支払など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる源泉徴収義務者に対しては、重点的かつ深度ある源泉実地調査を実施する。

また、事業規模や調査すべき項目等から短時日により処理が可能と認められる源泉徴収義務者などに対しては、源泉確認調査を実施する。

なお、署所管法人又は個人事業者に対しては、原則として、法源消同時調査又は所源消同時調査において源泉所得税の調査を実施するが、源泉担当者が調査を行う場合は、源泉所得税に関する専門的な知識や高度な調査手法が必要であるなど真に源泉担当者でなければ調査できない事案に限定して実施する。

このほか、行政指導等の実施に当たっては、計画的な処理に努めるとともに、特定部署に集約するなど、効率的な処理に努める。

### (1) 源泉国際課税に関する調査

源泉国際課税に関する調査については、国外送金等調書などの資料情報や租税条約に関する届出書等から調査必要度の高い事案を的確に選定し、租税条約等に基づく情報交換制度なども活用しつつ、積極的に調査を実施する。（表９－１、９－２）

### (2) 調査課所管法人に対する調査

調査課所管法人に対する調査については、源泉所得税の観点から調査必要度の高い事案を的確に選定する。

また、局調査部との同時期調査については、局調査部による法人税調査との連携・協調により効率的な調査が可能であること、同時期調査は源泉徴収義務者にとって負担軽減となることなどから、積極的に実施する。ただし、源泉所得税の観点から調査必要度が高い事案については、同時期調査にこだわることなく源泉担当者による単独調査を実施する。（表 10）

### (3) 公益法人等に対する調査

収益事業を行わない公益法人等に対しては、長期未接触となることがないよう必要に応じて書面照会なども活用して実態の把握に努めるとともに、調査必要度の高い事案については深度ある調査を実施する。（表 11）

### (4) 行政指導事務（扶養是正）の効率化に向けた取組

地方公共団体から国への扶養是正データの提供については、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、引き続き、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分に連携・協議を行う。

## 【参考計表】

### （表１）給与所得の源泉徴収義務者数の状況（事務年度末）

| 組織区分＼事務年度 | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 税務署所管法人 | 千件 | 2,304 | 2,320 | 2,329 | 100.4% |
| 調査課所管法人 | 千件 | 24 | 24 | 24 | 100.4% |
| 支店法人 | 千件 | 28 | 28 | 29 | 100.7% |
| 官公庁 | 千件 | 11 | 11 | 11 | 99.3% |
| 公益法人等 | 千件 | 117 | 117 | 117 | 99.7% |
| 個人 | 千件 | 1,055 | 1,043 | 1,026 | 98.5% |
| 計 | 千件 | 3,540 | 3,543 | 3,536 | 99.8% |

### （表２）源泉所得税の課税の状況

| 項目＼事務年度 | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給与所得 | 億円 | 102,770 | 104,858 | 108,460 | 103.4% |
| 退職所得 | 億円 | 2,277 | 2,362 | 2,310 | 97.8% |
| 利子所得等 | 億円 | 3,967 | 3,365 | 3,711 | 110.3% |
| 配当所得 | 億円 | 46,196 | 39,140 | 42,625 | 108.9% |
| 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 | 億円 | 5,754 | 2,353 | 5,580 | 237.1% |
| 報酬料金等所得 | 億円 | 11,974 | 12,098 | 12,255 | 101.3% |
| 非居住者等所得 | 億円 | 6,480 | 6,203 | 6,576 | 106.0% |
| 合計 | 億円 | 179,417 | 170,379 | 181,517 | 106.5% |

### （表３）租税及び印紙収入（一般会計分）に占める源泉所得税額等の推移

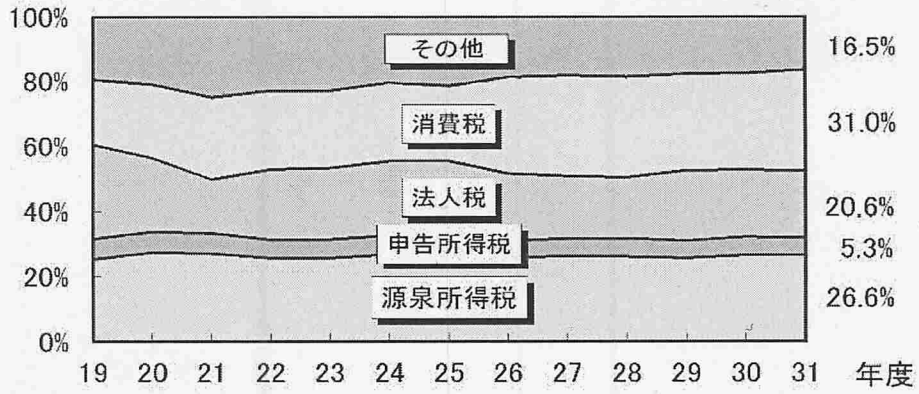


（注）各年度の決算額（30年度及び31年度は当初予算額）に占める割合

## （表４－１）源泉所得税の調査事績の状況

| 項目 ＼ 事務年度 | | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査件数 | | 千件 | 113 | 116 | 116 | 100.0% |
| 非違件数 | | 千件 | 34 | 35 | 36 | 101.0% |
| 追徴税額 | | 億円 | 435 | 281 | 304 | 108.3% |
| 分析 | 実調割合 | % | 3.2 | 3.3 | 3.3 | 0.0P |
| | 非違割合 | % | 30.0 | 30.5 | 30.8 | ＋ 0.3P |
| | 非違１件当たり追徴税額 | 千円 | 1,281 | 797 | 854 | 107.2% |

## （表４－２）接触態様別の調査件数等の状況（平成 29 事務年度）

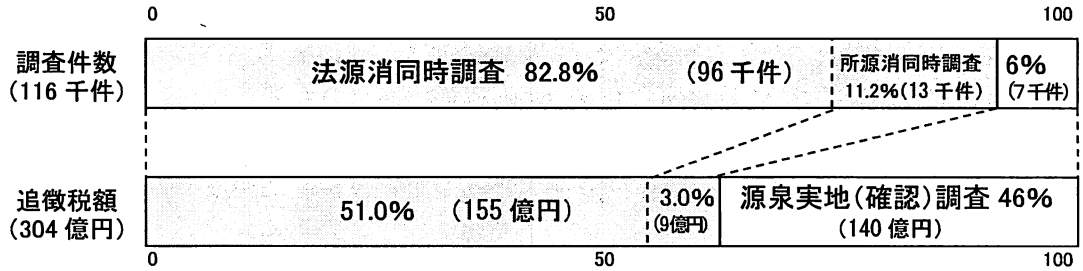


## （表５）源泉担当統括官設置署等の状況（平成 30 年７月現在）

| 項目 ＼ 局名 | | 全国 | 東京 | 大阪 | 名古屋 | 関信 | 広島 | 仙台 | 福岡 | 札幌 | 熊本 | 高松 | 金沢 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務署数 | ① | 署 524 | 署 84 | 署 83 | 署 48 | 署 63 | 署 50 | 署 52 | 署 31 | 署 30 | 署 36 | 署 26 | 署 15 | 署 6 |
| 統括官設置署数 | ② | 131 | 54 | 22 | 11 | 10 | 7 | 5 | 4 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 定員2名以下署数 | ③ | 331 | 17 | 56 | 23 | 41 | 42 | 41 | 21 | 22 | 32 | 22 | 11 | 3 |
| 構成 （②／①） | ④ | % 25.0 | % 64.3 | % 26.5 | % 22.9 | % 15.9 | % 14.0 | % 9.6 | % 12.9 | % 26.7 | % 11.1 | % 15.4 | % 6.7 | % 16.7 |
| 構成 （③／①） | ⑤ | 63.2 | 20.2 | 67.5 | 47.9 | 65.1 | 84.0 | 78.8 | 67.7 | 73.3 | 88.9 | 84.6 | 73.3 | 50.0 |

## （表６）稼働日数の状況

| 事務年度 | 内部事務 | 構成割合 | 指導事務 | 構成割合 | 納付指導 | 構成割合 | 調査事務 | 構成割合 | 源泉事務稼働日数 | アルバイト依存割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日 | % | 日 | % | 日 | % | 日 | % | 日 | % |
| 27 | 10,847 | | 9,439 | | | | 207 | | 20,493 | 6.1 |
| | 71,787 | 22.7 | 136,364 | 43.1 | 80,930 | 25.6 | 107,918 | 34.1 | 316,069 | |
| 28 | 10,790 | | 9,059 | | | | 160 | | 20,007 | 6.0 |
| | 71,880 | 22.8 | 136,346 | 43.2 | 78,058 | 24.7 | 107,466 | 34.0 | 315,692 | |
| 29 | 10,149 | | 9,421 | | | | 173 | | 19,593 | 6.0 |
| | 68,813 | 22.5 | 130,149 | 42.6 | 73,773 | 24.1 | 106,601 | 34.9 | 305,562 | |

（注）１　源泉所得税事務集中処理センター室の稼働日数は含まれていない。
　　２　各欄の下段は、職員の日数であり、上段はアルバイトの日数である。

（表７）未納者数等の状況（事務年度末）

| 区分＼事務年度 | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 未納者数 | 件 | 80,779 | 77,419 | 75,986 | 98.1% |
| 過年分納付遅延者数 | 件 | 9,959 | 7,866 | 7,485 | 95.2% |
| 大口納付遅延者数 | 件 | 8,388 | 7,492 | 7,904 | 105.5% |
| 未納割合 | % | 2.3 | 2.2 | 2.1 | －0.1P |

（表８）源泉所得税事務の集中化の状況（平成30事務年度）

| 区分＼局名 | | 全国 | 東京 | 大阪 | 名古屋 | 関信 | 広島 | 仙台 | 福岡 | 札幌 | 熊本 | 高松 | 金沢 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 集中化対象署 | 署 | 524 | 84 | 83 | 48 | 63 | 50 | 52 | 31 | 30 | 36 | 26 | 15 | 6 |
| 源泉センター職員 | 人 | 108 | 30 | 13 | 13 | 10 | 11 | 8 | 5 | 7 | 5 | 3 | 3 | 0 |
| 集中化対象署割合 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

（注）　沖縄所においては、「源泉所得税コールセンター室」により集中化を実施（平成30年10月から）

（表９－１）非居住者等所得に係る非違の状況（同時調査及び源泉実地調査等の合計）

| 項目＼事務年度 | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 非違件数 | 件 | 1,527 | 1,556 | 1,684 | 108.2% |
| 課税漏れ支払金額 | 百万円 | 91,736 | 30,904 | 55,534 | 179.7% |
| 追徴本税額 | 百万円 | 16,988 | 4,253 | 7,828 | 184.1% |

## （表９－２）源泉徴収の対象となる非居住者等所得

| 支払を受ける者 | 源泉徴収の対象とされている非居住者等所得の種類 |
|---|---|
| 非居住者<br>[居住者以外の個人]<br>又は<br>外国法人<br>[内国法人以外の法人] | 1　次に掲げる対価等で国内にその源泉があるもの<br>(1)　組合契約事業利益の配分<br>(2)　土地等の譲渡による対価<br>(3)　人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務の提供の対価<br>(4)　不動産、船舶、航空機等の貸付けの対価及び地上権等の設定の対価<br>(5)　利子等<br>(6)　配当等<br>(7)　貸付金の利子<br>(8)　工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価及び機械装置等の使用料<br>(9)　給与その他人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等（非居住者のみ）<br>(10)　事業の広告宣伝のための賞金<br>(11)　生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金<br>(12)　定期積金の給付補塡金等<br>(13)　匿名組合契約等に基づく利益の分配<br>2　未成年者口座を開設する恒久的施設を有する非居住者が、3月31日において18歳である年の前年12月31日までに、契約不履行等事由が生じた場合の一定の譲渡対価の額等<br>3　恒久的施設を有する非居住者等が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等<br>4　懸賞金付預貯金等の懸賞金等<br>5　割引債の償還差益<br>6　割引債の償還金に係る差益金額 |

## （表 10）調査課所管法人に対する同時期調査の状況

| 項目 ＼ 事務年度 | | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査件数 | | 件 | 2,211 | 2,086 | 2,124 | 101.8% |
| 同時期調査割合 | | % | 28.1 | 24.4 | 23.4 | － 1.0P |
| 追徴税額 非違1件当たり | 同時期調査 | 千円 | 3,713 | 3,829 | 4,105 | 107.2% |
| | 同時期調査以外 | 千円 | 4,213 | 2,708 | 4,039 | 149.2% |

## （表 11）公益法人等に対する源泉所得税の調査の状況

| 項目 ＼ 事務年度 | | 27 | 28 | 29 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 調査件数 | 件 | 4,262 | 4,258 | 4,144 | 97.3% |
| 非違件数 | 件 | 2,800 | 2,835 | 2,759 | 97.3% |
| 追徴税額 | 百万円 | 2,083 | 2,628 | 2,095 | 79.7% |

保存期間：３年
（2021事務年度末）
法人課税課

# 公益財団法人 全国法人会総連合の概要

## 1　沿革

申告納税制度が導入された昭和22年前後から、企業の自発的な納税協力団体として全国各地で法人会が逐次結成され、その後、都道府県単位の連合会が順次結成され、昭和29年に全国組織として「全国法人会総連合」が結成された。

全法連は、昭和50年に公益法人としての設立が許可され、「財団法人 全国法人会総連合」となり、平成23年３月に新公益法人制度における公益財団法人としての認定を内閣府公益認定等委員会から受け、同年４月から「公益財団法人 全国法人会総連合」となった。

## 2　全法連と法人会の組織

法人会は、納税協会が組織されている大阪国税局管内を除き、原則「一税務署・一法人会」として結成されており（440 法人会）、都道府県単位では連合会が結成されている（41連合会）。

全法連は全国組織として法人会及び連合会を統括しており、平成30年12月時点の全国の会員数は約77万社、加入率は36.6％（全法連調べ）となっている。

なお、新たな公益法人制度の下、全国法人会総連合の方針に沿って388の法人会が公益社団法人に移行している（その他は一般社団法人に移行）。

**（組織図）**

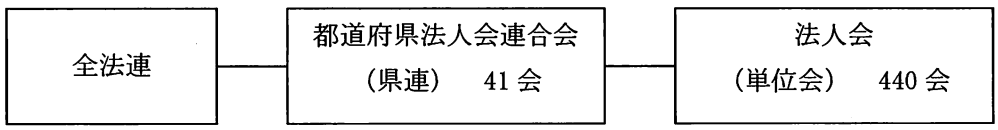


（注１）　「一税務署・一法人会」の例外として、熊本西署及び熊本東署管内は、熊本法人会の１法人会である。

（注２）　一般社団法人に移行した法人会であっても、公益事業比率等の公益認定に係る条件を満たすことで、公益社団法人への移行申請が可能である。

なお、連合会については、単位会の取りまとめ等の事務が中心となり、公益事業比率の条件を満たさないケースが多い理由から、そのほとんどが一般社団法人へ移行している。

## 3　全法連の目的及び活動内容

全法連は、法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的としている（定款第３条）。

その主な事業内容は次のとおりであるが、e-Tax の推進についても、会員企業等へ積極的に PR を行うなど力を入れている。

### (1)　法人会が行う活動に対する助成

全国の法人会が行う公益を目的とする事業（税に関する研修会、租税教育活動等）に対する資金助成

### (2)　税知識の普及啓発

イ　決算法人説明会、新設法人説明会及び改正税法説明会などの税に関する各種説明会等の開催

ロ　青年部会が中心となって実施する小学生を対象とした租税教室

ハ　女性部会が中心となって実施する小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」（国税庁後援）

ニ　税務や企業経営に関する研修用教材の作成・配布

ホ　機関誌「ほうじん」の発刊など税に関する広報

ヘ　企業の税務コンプライアンスの向上のための取り組み（国税庁後援）

※　企業の内部統制や会計経理面の質的向上に向けた個々の企業における自主的な点検を促す取組をいう。

全法連では、日税連の監修の下、企業が自主的に点検するためのツールである「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず、広く一般に配布している。

また、「自主点検チェックシート」を使用した企業のニーズを踏まえ、平成 27 年４月に入門編のチェックシートを作成している。

### (3)　税制改正要望

税制に関する会員企業の要望をとりまとめ、「税制改正に関する提言」として財務省（税制改正要望に関する意見募集への応募）に提出

### (4)　会員企業に係る保険料収納代行

会員企業を対象とした生命保険等の契約に係る保険料の収納などの事務代行

## 4　国税当局との連携・協調

新公益法人制度への移行後においては、国税庁は監督官庁ではなくなったものの、これまでの信頼・協力関係が変わるものではないとしており、引き続き連携・協調を図っているところである。

また、関係民間団体との連携・協調については、事務系統横断的に必要な体制を整備した上で、関係民間団体の現状やニーズ等を把握し、有効な取組事例等を参考に連携・協調策を策定するとともに、関係民間団体の重要性について職員の意識の醸成を図りつつ、各地域の実情を踏まえた上で一層の連携・協調に努めることとしている。

なお、各施策の取組状況については、適切に評価・分析し、その結果を確実に翌事務年度に引く継ぐこととしている。

**(1) 各種行事等への積極的な参加**

全国大会や新年賀詞交歓会をはじめとする各種行事等に庁局署の幹部が積極的に参加している。

**(2) 各種説明会等の充実**

税に関する各種説明会等については、団体のニーズ等を把握した上で、署職員を講師として積極的に派遣することとしている。また、新設法人説明会等については、可能な限り署と法人会との共同開催により実施することとし、説明会の充実を図ることとしている。

**(3) 「税に関する絵はがきコンクール」の後援**

「税に関する絵はがきコンクール」については、平成24年度以降、毎年、国税庁の後援事業としている。

なお、平成29年度からは、当該コンクールの活性化にも資するため、優秀作品に対して税務署長賞を授与しており、令和元年度からは、新たに局長賞を授与することとしている。

**(4) 「自主点検チェックシート」の後援**

本取組については、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにも合致するため、当局として後押ししており、税に関する各種説明会等において、署職員が自主点検チェックシートによる点検の意義（内部不正の未然防止等）を説明するなど、納税者への周知を行っている。

また、平成27年4月以降、国税庁の後援事業としており、法人会からの求めに応じて、署の窓口に自主点検チェックシートを備え付けている。

なお、平成30年4月1日以後終了事業年度から、法人税申告書に添付されている法人事業概況説明書に社内監査欄が設けられており、「自主点検チェックシート」を活用して社内監査を実施した場合には、その旨を記載できることとしている。

# 全法連主要役員名簿

（令和元年6月）

| | 氏　名 | 年齢 | 職　業　等 | 就任年月 | 所属県連 | 叙勲褒章 | 納税表彰 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会長 | こばやし えいぞう<br>小林 栄三 | | 伊藤忠商事㈱<br>特別理事 | H29.6 | 東法連<br>会 長 | | |
| 副会長 | あべ ともたろう<br>阿部 友太郎 | | ㈱アベコー<br>代表取締役 | H21.6 | 東法連<br>副会長 | H28 旭小 | H17 長官<br>H19 大臣 |
| | いいの みつひこ<br>飯野 光彦 | | 東洋ドライルーブ㈱<br>代表取締役 | R1.6 | 東法連<br>副会長 | | H28 長官<br>H30 大臣 |
| | いしざき あきら<br>石崎 明 | | 平塚信用金庫<br>理事長 | R1.6 | 神奈川県連<br>会長 | | |
| | とね ただひろ<br>利根 忠博 | | アイル・コーポレーション㈱　㈱埼玉りそな銀行元会長<br>特別顧問 | H16.5 | 埼玉県連<br>会 長 | | H20 長官<br>H22 大臣 |
| | かとう きんや<br>加藤 欽也 | | 昭和交通㈱<br>代表取締役 | R1.6 | 北海道連<br>会 長 | | H30 長官 |
| | あいざわ ひろひこ<br>相澤 博彦 | | ㈱メガネの相沢<br>代表取締役 | R1.6 | 宮城県連<br>会 長 | | H28 長官<br>H30 大臣 |
| | やまもと あど<br>山本 亜土 | | 名古屋鉄道㈱<br>代表取締役会長 | H29.6 | 愛知県連<br>会 長 | | |
| | きたむら てつし<br>北村 哲志 | | ホクショー㈱<br>代表取締役会長 | H27.6 | 石川県連<br>会 長 | | H28 長官 |
| | のさか ふみお<br>野坂 文雄 | | ㈱もみじ銀行<br>取締役会長 | H23.6 | 広島県連<br>会 長 | | |
| | とおやま せいじ<br>遠山 誠司 | | ㈱香川銀行<br>取締役会長 | H27.6 | 香川県連<br>会 長 | | |
| | たけした えい<br>竹下 英 | | ㈱熊本銀行<br>取締役 | R1.6 | 熊本県連<br>会 長 | | |
| 専務理事 | まつざき やすし<br>松﨑 也寸志 | | 元国税庁徴収部長 | H29.6 | | | |

（注）上記以外の全法連役員は、理事51名、監事2名

# 全法連　歴代会長・専務理事・事務局長

*役職は在職当時のもの

| 年 | 会長 任期 | 会長 氏名 | 専務理事 任期 | 専務理事 氏名 | 常務理事 任期 | 常務理事 氏名 | 事務局長 任期 | 事務局長 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 29.10 | ○大塚　肇 | | | | | 29.10 | ○播　久夫 |
| 30 | | ㈱大塚工場社長 | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | |
| 32 | 32.06 | ○増田顕邦 | | | | | 32.06 | ○田村　勉 |
| 33 | | ㈱日刊工業新聞社 | | | | | | |
| 34 | 34.06 | ○村田直弥 | | | | | 34.06 | ○黒田昌雄 |
| 35 | | 村直工業㈱社長 | | | | | | |
| 36 | 36.06 | ○金子佐一郎 | | | | | | |
| 37 | | 十条製紙㈱会長 | | | | | | |
| 38 | | | | | | | | |
| 39 | | | | | | | | |
| 40 | | | | | | | | |
| 41 | | | | | | | | |
| 42 | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | |
| 44 | 44.05 | ○山崎　厳 | | | | | | |
| 45 | | ㈱横河電気製作所 | | | | | | |
| 46 | | 相談役 | 46.05 | 黒田昌雄 | | | 46.05 | ○遠井義明 |
| 47 | | | | | | | | |
| 48 | | | 48.09 | | | | | |
| 49 | | | 49.02 | ○永井謙治 | | | | |
| 50 | | | | (元熊本審判所長) | | | | |
| 51 | | | | | | | | |
| 52 | 52.05 | ○金原四郎 | | | | | | |
| 53 | | 金原出版㈱役員 | | | | | | |
| 54 | | | 54.09 | ○安田裕之 | | | 54.09 | ○小熊　實 |
| 55 | | | | (元税大校長) | | | | (元札幌審判所長) |
| 56 | | | 56.05 | | | | | |
| 57 | | | | | | | | |
| 58 | | | | | | | 58.06 | [安田専務兼務] |
| 59 | | | | | | | | |
| 60 | 60.05 | ○豊永幸三 | | | | | 60.07 | ○岩井和雄 |
| | | 十条製紙㈱会長 | | | | | | (元高松国税局長) |
| 61 | 61.03 | ○横河正三 | 61.07 | | | | | |
| 62 | | 横河電機㈱会長 | | | 62.05 | ○岩井和雄 | 62.08 | ○林　純彦 |
| 63 | | | | | | (元高松国税局長) | | |
| 元 | | | 元.05 | ○岩井和雄 | 元.05 | | 元.08 | ○塩野　礒 |
| 2 | | | | (元高松国税局長) | | | | (元横浜中署長) |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | 5.05 | ○服部禮次郎 | | | | | | |
| 6 | | ㈱服部セイコー会長 | | | | | | |
| 7 | | | | | 7.05 | ○塩野　礒 | 7.05 | ○服部珪巳 |
| | | | | | | (元横浜中署長) | | (元埼玉県連専務理事) |
| 8 | | | | | 8.05 | | | |
| 9 | 9.05 | ○安西邦夫 | | | | | | |
| 10 | | 東京ガス㈱会長 | | | 10.09 | ○若泉征也 | | |
| | | | | | | (元庁徴収部長) | | |
| 11 | | | 11.05 | ○若泉征也 | 11.05 | ○服部珪巳 | 11.05 | |
| 12 | | | | (元庁徴収部長) | | (前事務局長) | | (空席) |
| 13 | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |
| 15 | | | | | 15.06 | | 15.06 | ○丸田義晴 |
| 16 | | | | | | (空席) | | (元事務局次長) |
| 17 | | | 17.06 | ○花岡　修 | | | | |
| 18 | | | | (元金沢国税局長) | | | | |
| 19 | | | | | | | | |
| 20 | 20.06 | ○大橋光夫 | | | | | | |
| 21 | | 昭和電工㈱会長 | 21.06 | ○松本　敏朗 | | | | |
| 22 | | (22.3　相談役) | | (元高松国税局長) | | | | |
| 23 | | | | | | | 24.03 | |
| 24 | 24.06 | ○池田弘一 | 24.06 | ○横山恒美 | | | | (空席) |
| 25 | | アサヒグループホールディングス相談役 | | (元札幌国税局長) | | | 25.06 | ○小林俊夫 |
| 26 | | | | | | | | (前事務局次長) |
| 27 | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | |
| 29 | 29.06 | ○小林栄三 | 29.06 | ○松﨑也寸志 | | | | |
| 30 | | 伊藤忠商事㈱特別理事 | | (元国税庁徴収部長) | | | | |
| 元 | | | | | | | | |